

令和4年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和4年 6月29日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：16

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
教育総務課長 斉 藤 栄 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------

令和4年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和4年 6月29日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の報告
- 日程第 2 議案第35号 潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例及び潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第36号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第37号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第38号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第 6 議案第39号 令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第40号 令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第41号 令和4年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第42号 令和4年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第43号 令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第12 陳情第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第13 陳情第 7号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての陳情
- 日程第14 選挙第 6号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について

午後 1時30分 開会

○議長（小林 悟） 傍聴席の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。7番堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 私から、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は6月28日に、追加案件を議題として、委員、それから正副議長の出席のもと、開催しております。

追加案件は、一部事務組合議会議員の選挙についてであります。

本市選出の男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の辞職に伴いまして、令和4年6月20日付けで同議会議員の選出について依頼がありました。議員の選挙を行うものであります。

本日の日程に選挙第6号として取り扱います。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

【日程第2、議案第35号 潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例及び潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第13、陳情第7号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての陳情】

○議長（小林 悟） 日程第2、議案第35号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例及び潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第13、陳情第7号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和4年度各会計補正予算（案）については、予算特別委員長報告の後、討論、採決

を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

- 議長（小林 悟） 最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番 鑑 仁志総務文教常任委員長。
- 総務文教常任委員長（鑑 仁志） それでは、私の方から総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年6月20日

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志

3. 説明当局には、副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、総務部税務課 二田聖也さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告申し上げます。

議案第35号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例及び潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、半島振興対策実施地域及び過疎地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法及び同法施行令の規定に項ずれが生じているため、規定の整理をするものであります。

委員からは、法律改正に準じて、今回の改正も含め潟上市の課税ベースでの影響についてと新制度の周知方法について質問があり、当局からは、半島振興法については該当する案件がなかったが、過疎法について、本市持続的発展計画に基づき、事業者1件が承認され、それに関わる課税免除の申請が今年度1件あります。過疎法に伴う固定資産税の課税免除制度については、広く市内の事業者にも周知徹底が図られるよう、ホームページや広報等を活用するとともに、商工会や産業所管課と連携、協力し、周知に努めていきますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、計画的な教職員定数改善の推進と、中学校、高等学校における35人学級の実現、教育機会均等と水準の維持向上、地方財政確保のために義務教育費国庫負担割合の引上げを求める陳情であります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情。

本陳情は、地方公共団体の行政需要の増大に対し、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政確立を目指し、国に対し財政措置を要望するものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第35号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例及び潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 令和4年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年6月20日（1日間）

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部社会福祉課 菊地一央

5. 審査の経過と結果について

議案第36号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等において適用する国民健康保険税の減免措置を令和4年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、減免実績の職種や前年の収入と比較してどの程度の減収が対象となるのかという質問があり、当局からは、減免実績の職種は建設業や飲食業などであり、前年と比較して収入が3割以上減少した場合との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等において適用する介護保険料の減免措置を令和4年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、国民健康保険税の減免と同じ内容か、途中申請でも対象となるのかという質問があり、当局からは、国民健康保険税と同じ扱いで、途中申請でも対象とするとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第36号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） それでは、私からは産業建設常任委員会の常任委員会審査の報告をいたします。

令和4年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年6月20日
2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二の6名です。
3. 説明当局 産業振興部長、建設部長、各関係課長
4. 書記 農業委員会事務局 原田潤さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果

陳情第7号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて採択を求める陳情書。

本陳情は、水田活用の直接支払交付金の見直しが実施されれば経営が成り立たなくなり、転作作物の生産をやめる農家が増えてしまうことが予想され、農家や地域への影響

は計り知れないため、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました陳情第7号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） この陳情については、全会一致で採択するという事に決定したことについては異議はありませんけれども、審査をした段階で、当市におけるこの影響額はどのくらいになるのか。面積としては幾らで、どのくらいになるのか。その辺の検討されたかどうか。当局からの報告があったかどうか、その辺をお願いします。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） そのことについては、議論がございませんでした。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） かねて、稼げる力とか等々、市長、常にお話ししてるわけで、こういう付託された陳情が、基礎的な数値も検討されないまま採択しましたということだけでは、審査の経緯は非常に市民からすると、農家からすると、理解に苦しむと思います。そういう意味では、今後はその辺の基本的なところを当局に事前に委員長として調べて、そして会にかけて陳情について意見を賜って採決するか、採択するかということをしてほしいと、こういう要望しておきます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【予算特別委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番西村 武予算特別委員長。

○予算特別委員長（西村 武） 令和4年第2回定例会で本特別委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和4年6月20日、29日

2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤義久、堀井克見、藤原典男、中川光博、鈴木 司、菅原秀雄、石井和人、鑑 仁志、菅原龍太郎、伊勢 潤、佐藤敏雄、小林 悟、澤井昭二郎、西村 武の全員です。

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書記 議会事務局 鈴木千秋さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第38号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてから議案第43号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを、先般6月20日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中に分科会委員長が報告いたしました。その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略をさせていただきます。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。分科会では全ての審査を終了いたしましたので、本日29日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第38号から議案第43号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第38号から議案第43号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決をします。

初めに、議案第38号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和4年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和4年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおりに可決されました。

暫時休憩したいと思います。15分、2時15分まで休憩したいと思います。

午後 1時59分 休憩

.....
午後 2時15分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第14、選挙第6号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（小林 悟） 日程第14、選挙第6号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員には、13番西村 武議員を指名し、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました議員が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

午後 2時16分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 藤 原 典 男

〃 署名議員 中 川 光 博